

10月から「もやすしかないごみ(燃やすごみ)」の

指定ごみ袋制度

指定ごみ袋制度とは

ごみを排出する際に、自治体が指定するごみ袋をご利用いただく制度です。
今回導入するのは「単純指定袋制度」であり、袋の購入費にごみ処理料は含まれていません。

導入の目的

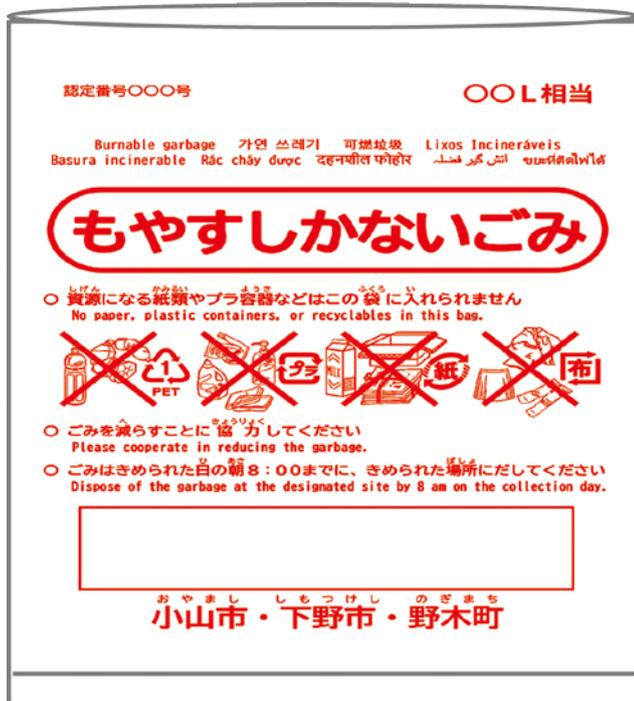
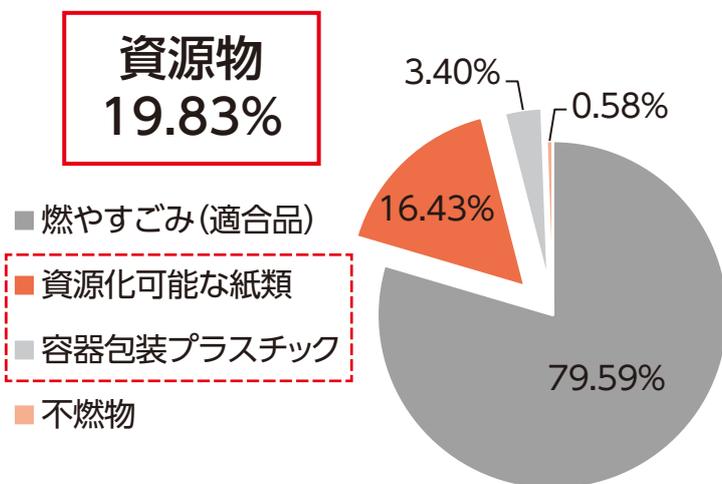
今まで燃やすごみとして処分していたごみには、紙類やプラスチック製容器包装などの資源物が約20%も含まれています。(図1)
分別と回収にご協力いただくことで、限りある資源の循環を促進するとともに、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを発生する、「もやすしかないごみ」を削減することを目的としています。

減量効果

東洋大学の山谷教授の研究成果(平成24年)と岡山大学の藤原教授の発表資料(平成24年)を参考に、家庭ごみは約7%、事業系ごみは11.5%の減量効果を期待しています。

全国の8割を超える自治体で指定ごみ袋制度が導入されており、ごみ減量に対して一定の実績があります。しかし、指定袋を使うだけで自動的にごみが減るわけではなく、指定ごみ袋制度の開始を機に分別を徹底し、ごみを出さない活動を意識していただくことで、はじめて効果があります。

もやすしかないごみの組成分析結果 (図1)



指定袋の主な仕様

容量	15L、30L、45L、70L相当
厚さ	JIS規格に準じる (45L、70Lは0.03mm以上の厚手の袋も製造する)
形状	平型、U字型(取っ手つき)

※ 「もやすしかないごみ」の名称について

これまで3市町によって異なっていた「燃やすごみ・可燃ごみ」の名称を「もやすしかないごみ」へ統一することになりました。

これは、資源物の分別徹底や減量化をしても「燃やすことがやむをえないごみ」であることを表現した名称です。